

令和8年1月16日  
練馬区環境部みどり推進課

令和8年度練馬区みどりの総合計画改定支援業務委託にかかるプロポーザル募集要領

## 1 目的

本要領は、「令和8年度練馬区みどりの総合計画改定支援業務委託」についての最適な事業者の選定を、価格のみによる競争によらず、企画力、技術力、実績等の点から選定を行うプロポーザル方式で実施するにあたって、必要な事項を定めるものとする。

## 2 業務概要

- (1) 件名 令和8年度練馬区みどりの総合計画改定支援業務委託
- (2) 履行期間 契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで  
※ただし、成績評価を行った結果、優秀であると評価された場合、最高3年（更新2回）の随意契約を行うことがある。
- (3) 履行場所 練馬区役所（練馬区豊玉北6-12-1）
- (4) 業務内容 仕様書（別紙1）による
- (5) 概算経費 10,952,000円（税込）  
※概算経費を超えた見積価格の提案は無効とする。

## 3 練馬区みどりの総合計画の概要

「都市緑地法」および「練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例」に基づいて策定した、練馬区のみどり施策に関する総合的な計画である。本計画は、平成31年4月に策定され令和6年3月に改定された、練馬のみどりに満足している区民を80%まで増やすことを目標に、令和10年度までに取り組む施策を明らかにするものである。

## 4 参加資格および欠格条項

### 4-1 参加資格

つぎの条件をすべて満たすこと。

- (1) 官公庁等でみどり計画の支援業務実績または、これに類似する業務実績があること。
- (2) 提案書提出時において、練馬区での競争入札参加資格を有していること。
- (3) 共同企業体（以下「JV」という。）として申し込む場合は、構成員のいずれかが競争入札参加資格を有していること。

### 4-2 欠格条項

つぎのいずれかに該当する場合は、本件プロポーザルに参加できない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者。
- (2) 提案書提出時において、「練馬区競争入札参加有資格者指名停止基準」（昭和61年4月1日

練総経発第394号)による指名停止期間中である者。

- (3) 「練馬区契約における暴力団等排除措置要綱」(平成22年8月2日22練総経第335号)による入札参加除外措置期間中である者。
- (4) 法人事業税(特別法人事業税を含む)、法人税、消費税および地方消費税を滞納している者。
- (5) 経営不振の状態(会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項に基づき更正手続開始の申立てをしたとき、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになったとき等。ただし、区が経営不振の状況を脱したと認めた場合は除く。)にある者。

## 5 選定方法

### 5-1 日程(予定)

募集要領等の公表	令和8年1月16日(金)～2月20日(金)
参加申込受付、質問受付期間	令和8年1月16日(金)～令和8年1月30日(金)
質問回答日	令和8年2月6日(金)
提案書受付期間	令和8年2月10日(火)～2月20日(金)
辞退届提出期限	令和8年2月20日(金)
一次審査結果通知	令和8年3月3日(火)
二次審査(プレゼンテーション・ヒアリング)	令和8年3月17日(火)
二次審査結果通知	令和8年3月26日(木)

### 5-2 募集要領等の公表

練馬区ウェブサイトにて、募集要領等を掲載(様式等のダウンロード可)する。

- (1) 公表期間 令和8年1月16日(金)～令和8年2月20日(金)
- (2) 掲載箇所 トップページ>事業者向け>事業者向け情報>お知らせ一覧(事業者向け)

### 5-3 参加申込

参加を希望するものは、参加申込書(様式1)に必要事項を記入の上、以下のとおり提出すること。

JVとして申し込む場合は、協定書(自由書式)を合わせて提出すること。

応募した事業者には提案書作成のための参考資料を送付する。

- (1) 提出方法 電子メール
- (2) 受付期間 令和8年1月16日(金)～1月30日(金)
- (3) 提出先 練馬区環境部みどり推進課計画係  
電子メール: MIDORISUISIN02@city.nerima.tokyo.jp
- (4) 提出書類 参加申込書(様式1) 1部

#### 5－4 質問回答

募集に関する質問は質問票（任意様式）に内容を簡潔に記入の上、以下の内容で行うこと。

(1) 質問方法 件名・事業者名・担当者名・電話番号を記載の上、電子メールを送付。

(2) 質問期間 令和8年1月16日（金）～1月30日（金）

※参加申込のない者からの質問および期間外の質問は受け付けない。

(3) 担当部署 練馬区環境部みどり推進課計画係 渡邊・藤田

電子メール：MIDORISUISIN02@city.nerima.tokyo.jp

(4) 回答方法 質問者の情報を伏せ、参加申込のあった者（ただし辞退者は除く）に電子メールで回答する。

#### 5－5 辞退

参加申込後の辞退については、辞退届（様式2）をもって令和8年2月20日（金）までに届け出ること。提出先は5－3(3)のとおり。

#### 5－6 提案書等の提出

参加を希望する者は、下記のとおり提案書等を提出すること。

(1) 受付期間 令和8年2月10日（火）～2月20日（金）の午前9時から午後5時まで  
(土・日・祝日を除く)

(2) 提出方法 提出場所に持参すること（郵送は不可とする）

(3) 提出場所 練馬区役所本庁舎18階 練馬区環境部みどり推進課計画係

(4) 提出書類 つぎの書類を提出すること

審査	提出書類	提出部数	
		原本	写し
一次審査関係書類	法人税・法人事業税および消費税の納付を証明する書類（写し可・JVの場合は各社）	1	—
	直近の決算に係る財務諸表（JVの場合は各社）	1	—
	財務情報（様式3 財務情報等シート）（JVの場合は各社）		
	登記簿謄本等、区内に本店を有することを証する公的な書類 ※該当する者のみ	1	—
	会社概要（任意様式・A4縦） 総資本金、売上高、従業員数、経営年数、会社組織図を含む	1	9
	会社受託実績 過去10年間における、都市緑地法第4条に規定する計画に係る以下 の受託実績 ・基本計画の策定に係る委託業務 ・基本計画を達成するための個別計画の策定に係る委託業務 ※例）公園再配置計画、街路樹景観整備計画等	1	9

	予定技術者の経歴等（様式4）	1	9
	地域貢献・社会貢献・環境配慮に対する考え方や取り組み	1	9
	区民雇用の促進、区内事業者の活用についての取り組み	1	9
	見積書（練馬区長宛、日付・押印あり、内訳を含む）	1	9
	提案書  以下の6項目について記述すること。 (1) 国の緑の基本方針を踏まえた練馬区みどりの総合計画の改定の方向性について (2) 現計画の目標（練馬のみどりに満足している区民80%）を達成するために、今後進めるべき施策について (3) 会議体の運営方法について (4) 本業務の人員体制 (5) スケジュール (6) 会社概要（資本金、売上高、従業員数、経営年数、会社組織図を含む） ※様式自由、A4（A3半折り可、両面印刷可）、15頁以内、項目ごとにインデックスを付けること。	1	9

#### (5) 注意事項

- ① 提出媒体は紙のみとする。
- ② 原本もしくは正本で構成された1セットと各資料の写しで構成された9セットを左綴じのA4判サイズとすること。また、綴じる順番は上記表の降順とする。
- ③ 受付期間後の企画提案書等の差し替えおよび再提出は認めない。

#### 5-7 一次審査

参加資格を満たす者について、選考書類および提出物に基づき審査を行う。合計点の高い順に3者程度を一次審査通過とする。審査結果は令和8年3月3日(火)までに電子メールまたは書面により通知する。

#### 5-8 二次審査

一次審査を通過した者について、令和8年3月17日(火)に、企画提案書等の内容および提案内容についてのプレゼンテーション、ヒアリングを行い、区の求める水準以上の提案を行った事業者の中から二次審査の評価が最も高い者を受託候補者とする。

選考時間は1者あたり40分程度（プレゼンテーション20分、ヒアリング20分程度）とする。スクリーンおよびプロジェクターの使用を希望する際は事前に申し出ること。

説明者は本業務を受注したときに主な担当となる者とし、本件仕様書に定める主任技術者を含めた3名以内とする。

審査結果は令和8年3月26日(木)までに電子メールまたは書面により通知する。

## 5－9 評価項目

評価項目については下表のとおり。

### (1) 一次審査

評価項目	評価基準
事業者の安定性・継続性	<ul style="list-style-type: none"><li>・事業効率の状況</li><li>・資金力の有無</li><li>・借入金の返済能力の有無</li><li>・経営の安全性</li></ul>
業務実績	<ul style="list-style-type: none"><li>・官公庁との契約実績</li></ul>
実施体制	<ul style="list-style-type: none"><li>・要員配置の妥当性</li><li>・業務の専任性</li><li>・資格</li><li>・主任技術者の業務実績</li><li>・経験年数</li></ul>
見積価格	<ul style="list-style-type: none"><li>・見積価格の妥当性</li></ul>
区民雇用の促進・区内事業者の活用	<ul style="list-style-type: none"><li>・区民雇用の促進</li><li>・再委託をする場合の区内事業者の活用、物品の区内事業者からの調達</li></ul>
区内事業者である	<ul style="list-style-type: none"><li>・区内に本店を有する</li></ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域貢献、社会貢献、環境配慮</li></ul>

### (2) 二次審査

評価項目	評価の視点
事業者の安定性・継続性	<ul style="list-style-type: none"><li>・事業効率の状況</li><li>・資金力の有無</li><li>・借入金の返済能力の有無</li><li>・経営の安全性</li></ul>
業務実績	<ul style="list-style-type: none"><li>・官公庁との契約実績</li></ul>
実施体制	<ul style="list-style-type: none"><li>・要員配置の妥当性</li><li>・業務の専任性</li><li>・資格</li><li>・主任技術者の業務実績</li><li>・経験年数</li></ul>
受託への意欲・熱意	<ul style="list-style-type: none"><li>・具体的で独創的な提案の有無</li></ul>
提案内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・委託目的との整合性</li><li>・業務内容の理解度</li><li>・提案内容の的確性</li><li>・提案内容の具体性</li><li>・スケジュールの妥当性</li></ul>

担当者評価	・本件を主に担当する者の知識、経験、実績
プレゼンテーション・ヒアリング	・説明、受け答えの的確性、説得力
見積価格	・見積価格の妥当性
区民雇用の促進・区内事業者の活用	・区民雇用の促進 ・再委託をする場合の区内事業者の活用、物品の区内事業者からの調達
区内事業者である	・区内に本店を有する
その他	・地域貢献、社会貢献、環境配慮

## 6 受託候補者との協議

受託候補者と区との協議により、委託業務の詳細な内容を決定し、正式な仕様書を作成する。

受託候補者が本件の契約を辞退した場合および契約締結前に、練馬区から指名停止措置を受けるなどにより参加資格を失った場合、または虚偽の提案を行ったことが判明した場合、当該事業者を失格とし、審査結果が次順位のものを新たに受託候補者として選定することができる。

J V の場合は構成員のいずれかが上記に当てはまる場合、同様の措置をとるものとする。

## 7 情報公開

本件業者選定情報（提出書類を含む。）は、練馬区情報公開条例（平成13年10月練馬区条例第61号）に規定する公文書に該当するものであり、情報公開に際しては「プロポーザル方式による業者選定情報に係る情報公開基準」（別紙2）に基づき取り扱うものとする。

## 8 その他事項

- (1) 提出書類の作成および提出等、企画提案に係る費用は提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。区の所定の保存年限経過後に廃棄する。
- (3) 審査書類提出から契約締結までの間に欠格条項に該当することとなった場合は、その時点で失格とする。
- (4) 提出された提案書等の書類に虚偽の記載をした場合は、無効の扱いとともに、虚偽の記載をした提案者に対し、指名停止の措置を行うことがある。
- (5) 提出された提案書等の書類に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないものは、無効の扱いとする。
- (6) 提案書類等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (7) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は提案者が負うものとする。
- (8) 本件にかかる予算が成立しない場合、区は契約を締結しないまたは解除することができる。なお、これに伴う提案者の損失について、区は損害賠償の責を負わないものとする。
- (9) 本要領に定めのない事項ならびに本要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。

## 9 問合せ先・担当

練馬区豊玉北6-12-1 練馬区役所本庁舎18階  
練馬区環境部みどり推進課計画係 渡邊・藤田  
電話番号 03-5984-1659  
電子メール MIDORISUISIN02@city.nerima.tokyo.jp